

委員提案発言（令和 8 年 9 月 2 日開催）

- ・ 前回の委員会では、必要な改定率は 21.2%であったが、20.7%とした理由はなにか？また、21.2%と 20.0%の両案を比較し、1 案に絞ることとしたのではなかったか？
→使用者にわかりやすい料金体系や消費税計算等事務が煩雑にならないこと、また、使用者負担を限りなく抑えつつ、必要な収入を鑑み、料金回収率 100%を維持できる最低水準を算出し、1 案を提出した。21.2%と 20.7%の差分の 0.5%については、さらなる企業努力で対応する。
- ・ 維持管理費など物価上昇分は含めなくてよいのか？
→（公社）日本水道協会が発行している「水道料金改定業務の手引き」によれば、物価上昇分や将来の更新の財源として資産維持率 3%を見込むことが理想としている。しかしながら、前回の委員会で説明したとおり 3%を見込むと改定率は 60%を超え大幅な値上げとなることから、現実的ではないと判断した。そのため、資産維持率は 0%とし、今回の改定で不足する額のみ対応することとしたい。
- ・ 30 年ぶりの改定となるが、次回の改定はいつになるか？
→今回の改定率の算定期間は、令和 8 年度～令和 12 年度の 5 年間とした。5 年後に改定するか、しないかはその時点の経営状況を鑑みて再度、この委員会で判断したい。経営状況が改善すれば、値下げという可能性もある。
- ・ 下水道事業は基準外繰入金に経営を成り立たせているが、水道事業も下水道事業同様に基準外繰入金で補填するという選択はあるのか？
→公営企業会計は、原則、独立採算制の原則が適用される。下水道事業は、国や県、市町村など行政が推進した政策的な整備であるため、使用者・町民に多くの負担を強いることはできず、ある程度は自治体負担もやむを得ないということで、基準外繰入金を充てている。多くの自治体が基準外繰入金を充てていると認識している。福地地区のように集落によって運営しているところもあるため、公平性の観点から積極的に基準外繰入金を投入することは、事務局サイドでは判断できない。町執行部には、基準外繰入金の投入の意見があったことは、伝達する。
- ・ 過疎地域では、人口減少により収益の悪化、当町のように広域に給水している地域は配水管の更新等経営状況や財源不足となる可能性は高いと思慮する。国の支援はあるのか？
→他市町村との水道事業広域化による経営基盤の強化やウォーターPPP による官民連携など実施する自治体に対する補助金はある。赤字経営や財源不足分に対する補助金はない。
- ・ 広域化の進捗度合いは？
→近隣は、岐阜県の県水を受水しているため、当町も県水受水に切り替えることができるか岐阜県と協議したが、当町に引き込むためのポンプ場や配水管の整備には、莫大な工事費が必要となり、実現は困難と一旦結論が出された。
- ・ 熊本地震や、現在発生している富山石川福井の豪雨など、大規模災害時に対する積立金などを設けたほうがよいのではないのか？

- ・ →災害積立金を設けることは可能。ただし、公営企業会計の特性上、その目的のために積み立てた資金はその理由でないと取り崩すことができない。そのため、災害積立金に積み立てた場合、災害がないと取り崩すことはできない。現在、新設工事や更新工事など建設改良に対する財源が不足する場合は、「建設改良積立金」を活用している。この科目であれば、災害時の工事資金は対応できるため、新たに「災害積立金」を設けるよりも実用的であると思慮します。
- ・ そもそも災害時に水道施設より給水できるのか？
 - 耐震化し災害時に備えたい。また、飲料水を除く生活用水の利用として、災害時協力井戸制度を整備しており、現在、47 件の登録がある。万が一の場合は協力していただけるが、個人情報保護の関係で、MAP等で公表はしていない。また、（公社）日本水道協会の支援体制もあり、県内やほかの都道府県、地方支部が駆けつけていただける。現在、八百津町が加盟している中部支部も熊本地震のため、給水車にて支援している。
- ・ 協力先のMAPはあるのか？
 - 個人情報保護の関係で、MAPの公表はしていない。災害時や万が一必要となった場合には、井戸の所有者や所在地について公表してもよいか了解を得たうえで周知する。
- ・ 漏水があると更新工事をするのか？
 - 漏水時は修繕工事を行い、漏水が無い状態にする。更新工事については、基幹配水管なのか、布設した年度や管の材質等既存の更新計画と突き合わせ実施している。
- ・ 水道・下水道事業の現状について広報 7 月号に掲載したが、問い合わせはあったか？
 - 問い合わせはなかった。